

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第2号

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会委員会条例（平成17年伊勢崎市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表経済市民委員会の項中「経済部」を「産業経済部、農政部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第3号

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第4の5級の項中「消防司令長（」の次に「分署長又は」を加え、同表6級の項中「分署長」を「指揮隊長」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第8の1の項(1)中

第3欄に掲げる額

床面積	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	487,000円	220,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	599,000円	286,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	708,000円	345,000円
25,000平方メートル以上	808,000円	403,000円

を

第3欄に掲げる額。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次のアからキまでのいずれかに該当する建築物（以下この表において「工場等」という。）で、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第5欄に掲げる額

- ア 工場
- イ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- ウ 水産物の増殖場又は養殖場
- エ 倉庫
- オ 卸売市場

カ 火葬場

キ と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

床面積	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額	工場等で消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	工場等で消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	265,000円	104,000円	30,000円	26,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	341,000円	136,000円	40,000円	35,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	487,000円	220,000円	95,000円	89,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	599,000円	286,000円	140,000円	133,000円
10,000	708,000円	345,000円	173,000円	166,000円

に

平方メートル 以上25,000平方メ ートル未満	0円	0円	0円	0円
25,000 平方メートル 以上	808,000 円	403,000 円	214,000 円	205,000 円

」

改め、同項(2)中「第3欄に掲げる額」の次に「。ただし、工場等で消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額、工場等で消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第5欄に掲げる額」を加え、同表2の項に次のただし書を加える。

ただし、工場等で消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額、工場等で消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第5欄に掲げる額（当該証明に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した額をそれぞれ合算した額）の手数料を納付しなければならない。

別表第8の3の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項(3)イ(ⅱ)の表中

「

300平方メ ートル以上2,000 平方メートル未満	341,000円	136,000円	25,000円
----------------------------------	----------	----------	---------

を

」

「

300平方メ ートル以上1,000 平方メートル未満	265,000円	104,000円	16,000円
1,000平方メ	341,000円	136,000円	25,000円

に

一トル以上2,000平方メートル未満			
--------------------	--	--	--

」

改める。

別表第8の4の項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表5の項中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同表6の項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表7の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項(3)

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満	341,000円	136,000円	25,000円
--------------------------	----------	----------	---------

を

」

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満	265,000円	104,000円	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	341,000円	136,000円	25,000円

に

」

改める。

別表第8の8の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



伊勢崎市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 6 号

伊勢崎市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市国民健康保険条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(伊勢崎市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市介護保険条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(伊勢崎市国民健康保険税条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 1 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 9 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中

華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第7号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43

万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第6項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第8号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成17年伊勢崎市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「36,400円」を「36,000円」に改め、同項第2号中「50,900円」を「50,400円」に改め、同項第3号中「54,600円」を「54,000円」に改め、同項第4号中「6

3, 300円」を「62, 600円」に改め、同項第5号中「72, 800円」を「72, 000円」に改め、同項第6号中「87, 300円」を「86, 400円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「94, 600円」を「93, 600円」に改め、同号ア中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同項第8号中「109, 200円」を「108, 000円」に改め、同号ア中「300万円未満」を「320万円未満」に改め、同項第9号中「123, 700円」を「122, 400円」に改め、同項第10号中「134, 600円」を「133, 200円」に改め、同項第11号中「138, 300円」を「136, 800円」に改め、同項第12号中「152, 800円」を「151, 200円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「21, 900円」を「21, 600円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「36, 400円」を「36, 000円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「51, 000円」を「50, 400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

2 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（この条例による改正後の伊勢崎市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第6号アの合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての新条例第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する

公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

（経過措置）

5 新条例の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第9号

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例（平成27年伊勢崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第33条」に、「第31条—第33条」を「第34条—第36条」に、「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）」を「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第37条）」に改める。
第7章 雑則（第38条）」

第2条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条中「第27条第6項」を「第29条第6項」に、「第34条」を「第37条」に改め、第6章中同条を第37条とする。

第5章中第33条を第36条とする。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第35条とし、第31条を第34条とする。

第30条第2項第1号中「第32条第14号」を「第35条第14号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第35条第7号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第35条第9号」に改め、同号エ中「第32条第16号」を「第35条第16号」に改め、同号オ中「第32条第17号」を「第35条第17号」に改め、同項第4号中「第27条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第28条第2項」を「第30条第2項」に改め、第4章中同条を第33条とし、第29条を第32条とし、第28条を第30条

とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、第25条を第27条とする。

第24条第3項中「第32条第9号」を「第35条第9号」に改め、同条を第26条とする。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第23条を第25条とし、第22条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）

る。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第38条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第35条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）

により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項及び第31条（新条例第37条において準用する場合を含む。）の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第19条（新条例第37条において準用する場合を含む。）の規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条（新条例第37条において準用する場合を含む。）の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条（新条例第37条において準用する場合を含む。）の規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第10号

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第45条」に、「第44条・第45条」を「第46条・第47条」に、「第46条・第47条」を「第48条・第49条」に、「第48条・第49条」を「第50条・第51条」に、「第50条」を「第52条」に、「第51条—第60条」を「第53条—第62条」に、「第61条」を「第63条」に、「第62条・第63条」を「第64条・第65条」に、「第64条」を「第66条」に、「第65条—第79条」を「第67条—第81条」に、「第80条・第81条」を「第82条・第83条」に、「第82条・第83条」を「第84条・第85条」に、「第84条・第85条」を「第86条・第87条」に、「第86条・第87条」を「第88条・第89条」に、「第88条—第99条」を「第90条—第101条」に、「第100条」を「第102条」に、「第101条—第103条」を「第103条—第105条」に、「第104条—第106条」を「第106条—第108条」に、「第107条—第112条」を「第109条—第114条」に、「第113条」を「第115条」に、「第114条—第116条」を「第116条—第118条」に、「第117条・第118条」を「第119条・第120条」に、「第119条—第139条」を「第121条—第141条」に、「第140条」を「第142条」に、「第141条—第143条」を「第143条—第145条」に、「第144条」を「第14

6条」に、「第145条—第159条」を「第147条—第161条」に、「第160条」を「第162条」に、「第161条・第162条」を「第163条・第164条」に、「第163条」を「第165条」に、「第164条—第179条」を「第166条—第181条」に、「第180条」を「第182条」に、「第181条」を「第183条」に、「第182条」を「第184条」に、「第183条」を「第185条」に、「第184条—第209条」を「第186条—第213条」に、「第210条・第211条」を「第214条・第215条」に、「第212条」を「第216条」に、「第213条—第221条」を「第217条—第225条」に、「第222条」を「第226条」に、「第223条—第225条」を「第227条—第229条」に、「第226条・第227条」を「第230条・第231条」に、「第4節 運営に関する基準（第228条—第234

条）」を「第4節 運営に関する基準（第232条—第238条）」に改め、第12章 雑則（第239条）」

る。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第4項ただし書中「第48条第1項」を「第50条第1項」に改め、同条第5項第1号中「第182条第12項」を「第50条第4項第1号及び第184条第12項」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。第50条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第50条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「第114条第1項」を「第116条第1項」に改め、「いう」の次に「。第50条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「第141条第1項」を「第143条第1項」に、「第104条第1項、第105条、第114条第6項、第115条第3項及び

第116条」を「第50条第4項第5号、第106条第1項、第107条、第116条第6項、第117条第3項及び第118条」に改め、同項第6号中「第160条第1項」を「第162条第1項」に、「第104条第1項、第105条第1項及び第114条第6項」を「第50条第4項第6号、第106条第1項、第107条第1項及び第116条第6項」に改め、同項第7号中「第181条第1項」を「第183条第1項」に、「第104条第1項、第105条第1項及び第114条第6項」を「第50条第4項第7号、第106条第1項、第107条第1項及び第116条第6項」に改め、同項第8号中「第223条第1項」を「第227条第1項」に改め、「いう。」の次に「第50条第4項第8号及び」を加え、同条第12項中「第223条第14項」を「第227条第14項」に改める。

第9条第4項中「第48条第1項」を「第50条第1項」に、「第46条」を「第48条」に、「第50条」を「第52条」に改める。

第15条中「第65条、第89条及び第90条」を「第67条、第91条及び第92条」に改める。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第234条中「第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条、第76条、第119条から第122条まで、第125条から第127条まで、第129条、第130条及び第132条から第137条まで」を「第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第74条、第77条、第78条、第121条から第124条まで、第127条から第129条まで、第131条、第132条及び第134条から

第139条まで」に、「第234条」を「第238条」に、「第132条に」を「第134条に」に、「及び第35条」を「、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号」に、「「看護小規模多機能型居宅介護」」を「「看護小規模多機能型居宅介護従業者」」に、「第70条第2項」を「第72条第2項」に、「第72条第3項」を「第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号」に、「第76条第1項」を「第78条第1項」に、「第119条中」を「第121条中」に、「第114条第12項」を「第116条第12項」に、「第223条第13項」を「第227条第13項」に、「第121条及び第129条」を「第123条及び第131条」に、「第137条中」を「第139条中」に、「第114条第6項」を「第116条第6項」に、「第223条第7項各号」を「第227条第7項各号」に改め、同条を第238条とする。

第233条第2項第3号中「第229条第6号」を「第233条第6号」に改め、同項第4号中「第230条第2項」を「第234条第2項」に改め、同項第5号中「第231条第9項」を「第235条第9項」に改め、同項第8号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第9号中「第41条第2項」を「第42条第2項」に改め、同項第10号中「第76条第2項」を「第78条第2項」に改め、同条を第237条とし、第232条を第236条とする。

第231条第1項中「第223条第13項」を「第227条第13項」に改め、同条を第235条とし、第230条を第234条とする。

第229条第9号中「第231条第1項」を「第235条第1項」に改め、同条を第233条とし、第228条を第232条とする。

第11章第3節中第227条を第231条とし、第226条を第230条とする。

第11章第2節中第225条を第229条とし、第224条を第228条とする。

第223条第1項中「第114条第7項」を「第116条第7項」に、「第45条第7項」を「第47条第7項」に改め、同条第6項中「第114条第7項」を「第116条第7項」に改め、同条第11項ただし書中「前項各号」を

「第7項各号」に改め、同条第13項中「厚生労働大臣」を「市長」に、「第231条」を「第235条」に改め、同条を第227条とする。

第222条中「第113条」を「第115条」に改め、第11章第1節中同条を第226条とする。

第221条中「第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで、第184条から第186条まで、第189条、第192条、第194条から第199条まで及び第203条から第208条まで」を「第34条、第36条、第38条、第40条、第43条、第44条、第72条、第76条、第78条第1項から第4項まで、第186条から第188条まで、第191条、第194条、第196条から第203条まで及び第207条から第212条まで」に、「第218条」を「第222条」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第70条第2項」を「第72条第2項」に、「第76条第1項中」を「第78条第1項中」に、「第199条中」を「第203条中」に、「第189条」を「第191条」に、「第221条」を「第225条」に、「第188条第5項」を「第190条第5項」に、「第214条第7項」を「第218条第7項」に、「第209条」を「第213条」に、「第207条第3項」を「第211条第3項」に、「第208条第2項第2号」を「第212条第2項第2号」に、「第186条第2項」を「第188条第2項」に改め、第10章第6節第3款中同条を第225条とし、第220条を第224条とする。

第219条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第219条に次の1項を加え、同条を第223条とする。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介

護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第218条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第218条を第222条とし、第215条から第217条までを4条ずつ繰り下げる。

第214条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条を第218条とし、第213条を第217条とする。

第212条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)を次のように改める。

(ロ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。

ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第10章第6節第2款中第212条を第216条とする。

第10章第6節第1款中第211条を第215条とし、第210条を第214条とする。

第209条中「第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条及び第76条第1項から第4項まで」を「第34条、第36条、第38条、第40条、第43条、第44条、第72条、第76条及び第78条第1項から第4項まで」に、「第200条」を「第204条」に、「規程」と、「」の次に「同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第70条第2項」を「第72条第2項」に改め、「第76条第1項中」を「第78条第1項中」に改め、第10章第5節中同条を第213条とする。

第208条第2項第2号中「第186条第2項」を「第188条第2項」に

改め、同項第3号中「第188条第5項」を「第190条第5項」に改め、同項第5号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第7号中「第76条第2項」を「第78条第2項」に改め、同条を第212条とする。

第207条第1項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第207条を第211条とし、第204条から第206条までを4条ずつ繰り下げる。

第203条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条を第207条とし、第202条を第206条とする。

第201条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第201条に次の1項を加え、同条を第205条とする。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第200条を第204条とする。

第199条中「第189条」を「第191条」に改め、同条第5号中「第188条第5項」を「第190条第5項」に改め、同条第6号中「第209条」

を「第213条」に、「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同条第7号中「第207条第3項」を「第211条第3項」に改め、同条を第203条とし、第198条を第202条とする。

第197条中「第182条第1項第1号」を「第184条第1項第1号」に改め、同条を第201条とし、第196条を第200条とし、第195条を第199条とし、第194条を第196条とし、同条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第197条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第198条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第193条を第195条とし、第190条から第192条までを2条ずつ繰り下げる。

第189条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第191条とする。

第188条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条を第190条とする。

第187条第1項中「第213条第1項及び第2項」を「第217条第1項及び第2項」に改め、同条第3項第1号中「第213条第3項第1号」を「第217条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第213条第3項第2号」を「第217条第3項第2号」に改め、同条を第189条とし、第186条を第188条とし、第185条を第187条とし、第184条を第186条とする。

第10章第4節中第183条を第185条とする。

第182条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第182条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第210条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第90号。以下「県指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（県指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第219条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第4項中「第212条第1項第3号」を「第216条第1項第3号」に改め、同条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設的生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第16項中「第45条第1項」を「第47条第1項」に、「第114条」を「第116条」に、「第223条」を「第227条」に、「第45条に」を「第47条に」に改め、第10章第3節中同条を第184条とする。

第10章第2節中第181条を第183条とする。

第10章第1節中第180条を第182条とする。

第179条中「第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで及び第131条」を「第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第76条、第77条、第78条第1項から第4項まで及び第133条」に、「第35条中」を「第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中」に、「第70条第2項」を「第72条第2項」に、「第76条第1項中」を「第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第78条第1項中」に改め、第9章第4節中同条を第181条とする。

第178条第2項第2号中「第166条第2項」を「第168条第2項」に改め、同項第3号中「第168条第5項」を「第170条第5項」に改め、同項第4号中「第176条第3項」を「第178条第3項」に改め、同項第6号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第7号中「第41条第2項」を「第42条第2項」に改め、同項第8号中「第76条第2項」を「第78条第2項」に改め、同条を第180条とし、第177条を第179条とする。

第176条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第176条に次の1項を加え、同条を第178条とする。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第175条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第175条を第177条とし、第170条から第174条までを2条ずつ繰り下げる。

第169条第1項中「第161条第1項第4号」を「第163条第1項第4号」に改め、同条を第171条とする。

第168条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条を第170条とし、第167条を第169条とし、第166条を第168条とし、第165条を第167条とする。

第164条第1項中「第175条」を「第177条」に改め、同条を第166条とする。

第9章第3節中第163条を第165条とする。

第9章第2節中第162条を第164条とする。

第161条第9項中「第114条」を「第116条」に、「第223条」を「第227条」に改め、同条を第163条とする。

第9章第1節中第160条を第162条とする。

第159条中「第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第70条、第75条、第76条第1項から第4項まで、第131条、第134条及び第136条」を「第34条、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第44条まで、第72条、第77条、第78条第1項から第4項まで、第133条、第136条及び第138条」に、「第153条」を「第155条」に、「及び第35条」を「、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号」に、「第70条第2項」を「第72条第2項」に、「第76条第1項中」を「第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第78条第1項中」に、「第131条中」を「第133条中」に、「第134条中」を「第136条中」に改め、第8章第4節中同条を第161条とする。

第158条第2項第2号中「第146条第2項」を「第148条第2項」に改め、同項第3号中「第148条第6項」を「第150条第6項」に改め、同項第5号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第6号中

「第41条第2項」を「第42条第2項」に改め、同項第7号中「第76条第2項」を「第78条第2項」に改め、同条を第160条とし、第157条を第159条とし、第156条を第158条とし、第155条を第157条とする。第154条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第154条に次の1項を加え、同条を第156条とする。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第153条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第153条を第155条とする。

第152条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加え、同条を第154条とし、第151条を第153条とし、第150条を第152条とする。

第149条第1項中「第141条第5項」を「第143条第5項」に改め、同条を第151条とする。

第148条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第161条において準用する第78条第1項に規定する運営推進会議における評価

第148条を第150条とし、第145条から第147条までを2条ずつ繰り下げる。

第144条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「第155条」を「第157条」に改め、同条第7項中「第74条第1項」を「第76条第1項」に改め、第8章第3節中同条を第146条とする。

第8章第2節中第143条を第145条とする。

第142条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第144条とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第141条第1項中「第71条第1項」を「第73条第1項」に、「第70条」を「第72条」に、「第144条」を「第146条」に改め、「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第141条第4項中「第114条」を「第116条」に、「第223条」を「第227条」に改め、同条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第71条第1項から第9項ま

で」を「第73条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第141条を第143条とする。

第8章第1節中第140条を第142条とする。

第139条中「第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条及び第76条」を「第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第74条、第77条及び第78条」に、「第132条」を「第134条」に、「及び第35条」を「、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号」に、「とあり、並びに第72条第3項」を「とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号」に、「第70条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第76条第1項」を「第78条第1項」に改め、第7章第4節中同条を第141条とする。

第138条第2項第4号中「第124条第6号」を「第126条第6号」に改め、同項第6号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第7号中「第41条第2項」を「第42条第2項」に改め、同項第8号中「第76条」を「第78条」に改め、同条を第140条とする。

第137条中「第114条第6項」を「第116条第6項」に改め、同条を第139条とし、第136条を第138条とし、第135条を第137条とし、

第134条を第136条とする。

第133条に次の1項を加え、同条を第135条とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から伊勢崎市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の伊勢崎市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の伊勢崎市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第132条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第132条を第134条とし、第129条から第131条までを2条ずつ繰り下げる。

第128条第1項中「第114条第12項」を「第116条第12項」に改め、同条を第130条とし、第127条を第129条とし、第120条から第126条までを2条ずつ繰り下げる。

第119条中「第114条第12項」を「第116条第12項」に、「第125条」を「第127条」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第121条とする。

第118条第5項中「第49条第1項」を「第51条第1項」に改め、第7章第3節中同条を第120条とする。

第117条第1項中「第45条第1項」を「第47条第1項」に改め、同条を第119条とする。

第7章第2節中第116条を第118条とする。

第115条第2項中「第224条第1項」を「第228条第1項」に改め、同条第3項中「第225条に規定する」を「第229条に規定する」に、「第142条第2項、第143条及び第225条」を「第144条第3項、第145条及び第229条」に改め、同条を第117条とする。

第114条第1項中「第45条第1項」を「第47条第1項」に、「第44条」を「第46条」に、「第223条第8項」を「第227条第8項」に改め、同条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第8項中「第223条第1項」を「第227条第1項」に改め、同条第12項中「第128条第1項」を「第130条第1項」に改め、同条第13項中「第45条第1項」を「第47条第1項」に改め、同条を第116条とする。

第7章第1節中第113条を第115条とする。

第112条中「第35条から第39条まで、第42条、第54条、第65条、第66条、第70条及び第72条から第77条まで」を「第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条、第56条、第67条、第68条、第72条及び第74条から第79条まで」に、「第110条」を「第112条」に、「及び第35条」を「、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号」に、「第76条第1項」を「第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第78条第1項」に、「第77条第4項」を「第79条第4項」に、「第64条第4項」を「第66条第4項」に、「第103条第4項」を「第105条第4項」に改め、第6章第3節中同条を第114条とする。

第111条第2項第4号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第5号中「第77条第2項」を「第79条第2項」に改め、同項第6号中「第76条第2項」を「第78条第2項」に改め、同条を第113条とする。

第110条第4号中「第101条第4項」を「第103条第4項」に、「第105条第1項」を「第107条第1項」に改め、同条中第10号を第11号

とし、第9号の次に次の1号を加え、同条を第112条とする。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第109条第1項中「第102条」を「第104条」に、「第106条」を「第108条」に改め、同条を第111条とする。

第108条第4号中「第101条第1項」を「第103条第1項」に、「第104条第1項」を「第106条第1項」に改め、同条を第110条とし、第107条を第109条とする。

第106条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第106条第2項中「第102条第2項」を「第104条第2項」に改め、第6章第2節第2款中同条を第108条とする。

第105条第1項中「第210条」を「第212条」に改め、同条第2項中「第114条第7項」を「第116条第7項、第143条第9項」に、「第223条第8項」を「第227条第8項」に改め、同条を第107条とする。

第104条第1項中「第71条第1項」を「第73条第1項」に改め、「又は施設」の次に「(第108条第1項において「本体事業所等」という。)」を加え、「第141条」を「第143条」に、「第161条」を「第163条」に、「第182条」を「第184条」に改め、同項中「第71条に」を「第73条に」に改め、同条を第106条とする。

第6章第2節第1款中第103条を第105条とし、第102条を第104条とする。

第101条第4項中「第103条第2項第1号ア」を「第105条第2項第1号ア」に改め、同条を第103条とする。

第6章第1節中第100条を第102条とする。

第99条中「第35条から第39条まで、第42条、第66条(第3項第2号を除く。)、第67条及び第72条から第77条まで」を「第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条、第68条(第3項第2号を除く。)、

第69条及び第74条から第79条まで」に、「第35条中」を「第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第36条第1項中」に、「第95条」を「第97条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第72条第3項」を「第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号」に、「第76条第1項」を「第78条第1項」に、「第77条第4項」を「第79条第4項」に、「第64条第4項」を「第66条第4項」に、「第87条第4項」を「第89条第4項」に改め、第5章第6節第4款中同条を第101条とする。

第98条第2項第5号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第6号中「第77条第2項」を「第79条第2項」に改め、同項第7号中「第76条第2項」を「第78条第2項」に改め、同条を第100条とする。

第97条第1項中「管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条を第99条とし、第96条を第98条とする。

第95条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条を第97条とし、第94条を第96条とする。

第93条第3項中「第96条第1項」を「第98条第1項」に改め、同条を第95条とし、第92条を第94条とし、第89条から第91条までを2条ずつ繰り下げる。

第88条第1項中「第95条」を「第97条」に、「第93条第1項」を「第95条第1項」に、「第96条第1項」を「第98条第1項」に改め、同条を第90条とする。

第5章第6節第3款中第87条を第89条とし、第86条を第88条とする。

第5章第6節第2款中第85条を第87条とし、第84条を第86条とする。

第5章第6節第1款中第83条を第85条とする。

第82条中「第92条」を「第94条」に改め、同条を第84条とする。

第81条中「第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第61条、第63条、第64条第4項」を「第34条、第36条から第40条まで、第4

3条、第44条、第56条及び第63条、第65条、第66条第4項」に、「第79条」を「第81条」に、「第71条」を「第73条」に、「。第35条」を「。第36条第1項」に、「第35条中」を「第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中」に、「第64条第4項中」を「第66条第4項中」に、「第68条第4号、第69条第5項及び第72条第3項」を「第70条第4号、第71条第5項、第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号」に、「第78条第2項第2号」を「第80条第2項第2号」に、「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、第5章第5節中同条を第83条とし、第80条を第82条とする。

第79条中「第35条から第39条まで、第42条及び第54条」を「第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条及び第56条」に、「第71条」を「第73条」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削り、第5章第4節中同条を第81条とする。

第78条第2項第4号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第6号中「第76条第2項」を「第78条第2項」に改め、同条を第80条とする。

第77条第4項中「第64条第4項」を「第66条第4項」に改め、同条を第79条とする。

第76条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第78条とする。

第75条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、

その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第75条を第77条とする。

第74条に次の1項を加え、同条を第76条とする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条を第75条とする。

第72条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加え、同条を第74条とする。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第71条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第71条を第73条とし、第65条から第70条までを2条ずつ繰り下げる。

第64条第5項中「第62条第1項第3号」を「第64条第1項第3号」に改め、第5章第3節中同条を第66条とする。

第5章第2節中第63条を第65条とし、第62条を第64条とする。

第5章第1節中第61条を第63条とする。

第60条中「第39条」を「第40条」に、「、第41条及び第42条」を「及び第42条から第44条まで」に、「第34条第1項及び第35条」を「第34条第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号」に改め、第4章第4節中同条を第62条とする。

第59条第2項第4号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第5号中「第41条第2項」を「第42条第2項」に改め、同条を第61条とする。

第58条に次の1項を加え、同条を第60条とする。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加え、同条を第59条とする。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間

対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条を第58条とし、第51条から第55条までを2条ずつ繰り下げる。

第4章第3節中第50条を第52条とする。

第4章第2節中第49条を第51条とする。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第48条を第50条とする。

第4章第1節中第47条を第49条とし、第46条を第48条とする。

第45条第2項第3号中「第40条第1項」を「第41条第1項」に改め、第3章第5節中同条を第47条とし、第44条を第46条とする。

第43条第2項第6号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第7号中「第41条第2項」を「第42条第2項」に改め、第3章第4節中同条を第45条とし、第42条を第44条とし、第41条を第42条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第43条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第78条第1項及び第121条において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第41条とし、第39条を第40条とし、第36条から第38条までを1条ずつ繰り下げる。

第35条に次の1項を加え、同条を第36条とする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条を第35条とし、第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

第12章 雑則

(電磁的記録等)

第239条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第62条、第81条、第83条、第101条、第114条、第141条、第161条、第181条、第213条、第225条及び第238条において準用する場合を含む。）、第148条第1項、第168条第1項、第188条第1項（第225条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当た

る者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「第144条第1項」を「第146条第1項」に改める。

附則第3条及び第4条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第183条第1項第7号ア」を「第185条第1項第7号ア」に改める。

附則第5条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第183条第1項第8号」を「第185条第1項第8号」に、「第212条第1項第4号」を「第216条第1項第4号」に改める。

附則第7条中「第161条」を「第163条」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第8条中「第163条」を「第165条」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の伊勢崎市地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第43条（新条例第62条、第81条、第83条、第101条、第114条、第141条、第161条、第181条、第213条、第225条及び第238条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第32条、第58条、第73条（新条例第83条において準用する場合を含む。）、第97条、第112条、第134条（新条例第238条において準用する場合を含む。）、第155条、第177条、第204条及び第222条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防

止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条（新条例第62条、第81条、第83条、第101条、第114条、第141条、第161条、第181条、第213条、第225条及び第238条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第34条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例第62条において準用する場合を含む。）及び第77条第2項（新条例第83条、第101条、第114条、第141条、第161条、第181条及び第238条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第74条第3項（新条例第83条、第101条、第114条、第141条及び第238条において準用する場合を含む。）、第156条第3項、第178条第4項、第205条第3項及び第223条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

第6条 施行日以降、当分の間、新条例第216条第1項第1号ア⁽⁴⁾の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第184条第1項第3号ア及び第223条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に

おける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、この条例による改正前の伊勢崎市地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例第212条第1項第1号ア(㊦) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第197条（新条例第225条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第197条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第9条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第198条（新条例第225条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第198条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第10条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第211条第1項（新条例第225条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第11条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第207条第2項第3号（新条例第225条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感

染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第11号

伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例（平成30年伊勢崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第35条」に、「第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を「第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第36条）」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理

由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条中「第29条第6項」を「第31条第6項」に、「第33条」を「第36条」に改め、同条を第36条とする。

第32条第2項第4号中「第29条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第5号中「第30条第2項」を「第32条第2項」に改め、第5章中同条を第35条とし、第31条を第34条とし、第30条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条を第31条とし、第26条から第28条までを2条ずつ繰り下げる。

第25条に次の1項を加え、同条を第27条とする。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第24条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第37条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人

の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第36条において準用する場合を含む。)及び第16条第28号(第36条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が、主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第6条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日

までの間、この条例による改正後の伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第33条（新条例第36条において準用する場合を含む。）の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第21条（新条例第36条において準用する場合を含む。）の規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条（新条例第36条において準用する場合を含む。）の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条（新条例第36条において準用する場合を含む。）の規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める
条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例

(平成24年伊勢崎市条例第62号)の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第43条」に、「第42条・第43条」を「第44条・第45条」に、「第44条」を「第46条」に、「第45条―第47条」を「第47条―第49条」に、「第48条・第49条」を「第50条・第51条」に、「第50条―第65条」を「第52条―第67条」に、「第66条―第69条」を「第68条―第71条」に、「第70条」を「第72条」に、「第71条―第73条」を「第73条―第75条」に、「第74条」を「第76条」に、「第75条―第86条」を「第77条―第88条」に、「第5節

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第90条)

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第89条)」を

第6章 雑則(第93条)

条―第92条)

に改める。

」

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第4項及び第7項中「第101条第1項」を「第103条第1項」に改める。

第8条第5項中「第103条第1項」を「第105条第1項」に改める。

第9条第1項中「第141条第1項」を「第143条第1項」に、「第71条第1項」を「第73条第1項」に、「第160条第1項」を「第162条第1項」に、「第45条第6項」を「第47条第6項」に、「第181条第1項」を「第183条第1項」に改め、「又は施設」の次に「(第11条第1項において「本体事業所等」という。)」を加え、「第104条第1項」を「第106条第1項」に、「第71条又は」を「第73条又は」に、「第141条、第161

条若しくは第182条」を「第143条、第163条若しくは第184条」に改め、同条第2項中「第104条第1項」を「第106条第1項」に改める。

第10条第1項中「第210条」を「第214条」に改め、同条第2項中「第45条第6項」を「第47条第6項」に、「第45条第7項」を「第47条第7項及び第73条第9項」に改める。

第11条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第17条中「第32条第9号」を「第35条第9号」に改める。

第27条第1項中「第43条」を「第45条」に改める。

第28条第4号中「第30条」を「第31条」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第90条を第92条とし、第89条を第91条とする。

第88条中「第70条」を「第72条」に改め、同条を第90条とする。

第 87 条第 2 項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第 42 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価

第 87 条を第 89 条とする。

第 86 条中「第 32 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条（第 4 項を除く。）、第 39 条、第 40 条（第 5 項を除く。）、第 57 条、第 60 条及び第 62 条」を「第 30 条、第 33 条から第 36 条まで、第 38 条から第 42 条まで（第 39 条第 4 項及び第 42 条第 5 項を除く。）、第 59 条、第 62 条及び第 64 条」に、「第 80 条」を「第 82 条」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第 30 条第 2 項、第 33 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 34 条第 1 項並びに第 40 条第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 40 条第 1 項」を「、第 42 条第 1 項」に、「第 57 条中」を「第 59 条中」に、「第 60 条中」を「第 62 条中」に改め、第 5 章第 4 節中同条を第 88 条とする。

第 85 条第 2 項第 2 号中「第 76 条第 2 項」を「第 78 条第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 78 条第 2 項」を「第 80 条第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第 37 条第 2 項」を「第 38 条第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第 38 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項」に改め、同項第 7 号中「第 40 条第 2 項」を「第 42 条第 2 項」に改め、同条を第 87 条とし、第 84 条を第 86 条とし、第 83 条を第 85 条とし、第 82 条を第 84 条とする。

第 81 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 81 条に次の 1 項を加え、同条を第 83 条とする。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認

知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加え、同条を第82条とする。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条中「密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加え、同条を第81条とする。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条を第80条とする。

第77条を第79条とし、第76条を第78条とし、第75条を第77条とする。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「第82条」を「第84条」に改め、同条第7項中「第144条第1項」を「第146条第1項」に改め、第5章第3節中同条を第76条とする。

第5章第2節中第73条を第75条とする。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第74条とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第71条第1項中「第141条第1項」を「第143条第1項」に、「第140条」を「第142条」に、「第74条」を「第76条」に改め、「除く。」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第4項中「第114条」を「第116条」に改め、同条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第141条第1項から第9項まで」を「第143条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加え、同条を第73条とする。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第5章第1節中第70条を第72条とする。

第4章第5節中第69条を第71条とし、第68条を第70条とする。

第67条中「第44条」を「第46条」に改め、同条第2号中「第32条各号」を「第35条各号」に、「第33条各号」を「第36条各号」に改め、同条を第69条とし、第66条を第68条とする。

第65条中「第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条まで」を「第30条、第33条から第42条まで（第39条第4項を除く。）」に、「第58条」を「第60条」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第30条第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項」を「、第42条第1項」に改め、第4章第4節中同条を第67条とする。

第64条第2項第4号中「第54条第2項」を「第56条第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、同項第7号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同項第8号中「第40条第2項」を「第42条第2項」に改め、同条を第66条とする。

第63条中「第45条第6項」を「第47条第6項」に改め、同条を第65条とする。

第62条を第64条とし、第61条を第63条とし、第60条を第62条とする。

第59条に次の1項を加え、同条を第61条とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から伊勢崎市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の伊勢崎市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の伊勢崎市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条を第60条とし、第51条から第57条までを2条ずつ繰り下げる。

第50条中「第45条第12項」を「第47条第12項」に、「第67条」を「第69条」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第52条とする。

第49条第5項中「第118条第1項」を「第120条第1項」に改め、第4章第3節中同条を第51条とする。

第48条第1項中「第114条第1項」を「第116条第1項」に改め、同条を第50条とする。

第4章第2節中第47条を第49条とする。

第46条第1項ただし書中「第48条第1項」を「第50条第1項」に改め、同条第2項中「第224条第1項」を「第228条第1項」に改め、同条第3項中「第225条」を「第229条」に、「第72条第2項」を「第74条第3項」に、「第73条」を「第75条」に改め、同条を第48条とする。

第45条第1項中「第114条第1項」を「第116条第1項」に、「第113条」を「第115条」に改め、同条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「第223条第1項」を「第227条第1項」に改め、「もの(以下)」の次に「この章において」を加え、同条第8項中「第223条第1項」を「第227条第1項」に改め、同条第12項中「第67条第3号」を「第69条第3号」に改め、同条第13項中「第114条第1項」を「第116条第1項」に改め、同条を第47条とする。

第4章第1節中第44条を第46条とする。

第3章第4節中第43条を第45条とし、第42条を第44条とする。

第41条第2項第4号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、同項第5号中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、第3章第3節中同条を第43条とする。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第52条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第42条とする。

第39条を第41条とし、第38条を第39条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第37条を第38条とし、第34条から第36条までを1条ずつ繰り下げる。
第33条に次の1項を加え、同条を第34条とする。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及

びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条を第33条とする。

第31条に次の1項を加え、同条を第32条とする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予

防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「第75条第1項」を「第77条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第40条（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第28条、第60条及び第82条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとと

もに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項（新条例第67条において準用する場合を含む。）及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年伊勢崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「(次条第1項第2号又は第6号に該当する者であって、医療を受ける際に社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた限度額適用・標準負担額減額認定証又は食事療養標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）を提示しなかったものにあつては、第1号及び第3号から第5号までに掲げる額の合計額)」を削り、同項第3号中「ア及びイ」を「次」に改め、「(次条第1項第2号又は第6号に該当する者であつて、医療を受ける際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額)」を削り、同号ウを削り、同項第4号中「ア及びイ」を「次」に改め、「(次条第1項第2号又は第6号に該当する者であつて、医療を受ける際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額)」を削り、同号ウを削り、同条第4項中「並びに」を「、」に改め、「規定する柔道整復師」の次に「並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあ

ん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」を加え、同条に次の2項を加える。

5 この条例において「減額認定証」とは、社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた限度額適用・標準負担額減額認定証又は食事療養標準負担額減額認定証をいう。

6 この条例において「電子資格確認」及び「電子的確認」とは、社会保険関係各法の規定に基づく電子資格確認及び電子的確認をいう。

第3条第1項第1号中「第3号から第5号まで」を「第4号から第6号まで」に改め、同項第2号中「次号及び第4号」を「次号から第5号まで」に改め、同号ア中「第207号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高齢者医療確保法第50条、第55条又は第55条の2の規定により後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつて、前号イ、ウ又はエの障害を有するもの（次号及び第5号に該当する者を除く。）

第3条第2項中「(以下「公費負担医療等対象者」という。)」を削り、同項第1号中「者」の次に「(保護を停止されている場合を除く。)」を加える。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号、第3号又は第7号に該当する者が受療の際に減額認定証を提示しなかったとき（受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）は、次の各号に掲げる金額は支給しない。

(1) 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額

(2) 保険外併用療養費及び療養費の支給に当たり算定される費用の額のうち入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第4条第2項ただし書中「前条第1項第6号」を「前条第1項第7号」に改める。

第6条第1項中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「電子資格確認又は被保険者証等の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受

ける」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、第3条第1項第2号、第3号又は第7号に該当する者が、同条第3項各号の金額について福祉医療費の支給を受けようとする場合には、共に減額認定証を提示しなければならない（受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）。

第6条第2項を削る。

第8条第1項中「公費負担医療等対象者」を「第3条第2項第2号から第5号までに掲げる者」に、「第3条第2項各号」を「同項第2号から第5号まで」に改める。

第2条 伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の2号を加える。

- (6) 前項第2号及び第3号に該当する者（以下「重度心身障害者」という。）のうち、前年の所得（1月から7月までの福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が令第7条に規定する額を超える者
- (7) 重度心身障害者のうち、配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者であつて、当該重度心身障害者と同一の世帯に属するものの前年の所得が令第2条第2項に規定する額以上である者

第3条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項第6号に規定する所得の範囲については令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については令第12条第4項において読み替えて準用する令第5条の規定（総所得金額に係る部分を除く。）の例による。

4 第2項第7号に規定する所得の範囲については令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については令第5条の規定の例による。

第6条中「同条第3項各号」を「同条第5項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年8月1

日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第15号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢崎市道路構造条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第16号

伊勢崎市道路構造条例の一部を改正する条例

伊勢崎市道路構造条例（平成24年伊勢崎市条例第38号）の一部を次のよ

うに改正する。

第9条第4項及び第42条第3項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第17号

伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市道路占用料徴収条例(平成17年伊勢崎市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「440円」を「510円」に、「680円」を「790円」に、「920円」を「1,100円」に、「400円」を「460円」に、「630円」を「730円」に、「870円」を「1,000円」に、「40円」を「46円」に、「4円」を「5円」に、「2円」を「3円」に、「390円」を「450円」に、「240円」を「270円」に、「790円」を「910円」に、「330円」を「380円」に、「1,700円」を「1,900円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「17円」を「19円」に、「24円」を「27円」に、「36円」を「41円」に、「47円」を「55円」に、「71円」を「82円」に、「95円」を「110円」に、「170円」を「190円」に、「240円」を「270円」に、「470円」を「550円」に改め、同表

中
「

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	790円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			870円
	地下に設ける通路			520円
	その他のもの			790円

を

」

「

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	910円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額

に

	上空に設ける通路		930円
	地下に設ける通路		560円
	その他のもの		910円

」

改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「17円」を「19円」に、「170円」を「190円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「170円」を「190円」に、「1,700円」を「1,900円」に、「630円」を「730円」に、「17円」を「19円」に、「870円」を「930円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「790円」を「910円」に改め、同表中

「

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月	170円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月	79円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じ

を

		て得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額

」

「

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年	91円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額

に

」

改める。

(伊勢崎市公共物管理条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市公共物管理条例(平成17年伊勢崎市条例第168号)の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「440円」を「510円」に改め、同表第2種電柱の項中「680円」を「790円」に改め、同表第3種電柱の項中「920円」を「1,100円」に改め、同表第1種電話柱の項中「400円」を「460円」に改め、同表第2種電話柱の項中「630円」を「730円」に改め、同表第3種電話柱の項中「870円」を「1,000円」に改め、同表その他の柱類の項中「40円」を「46円」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「4円」を「5円」に改め、同表地下に設ける電線その他の線類の項中「2円」を「3円」に改め、同表諸管理設の項中「17円」を「19円」に、「24円」を「27円」に、「36円」を「41円」に、「47円」を「55円」に、「71円」を「82円」に、「95円」を「110円」に、「170円」を「190円」に、「240円」を「270円」に、「470円」を「550円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路の占用の許可(許可の期間が1年未満である場合を除く。)を受けて存する占用物件(この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。)について徴収する同日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。ただし、改正後の別表の規定を適用して算出した各年度の占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該算出した額を当該年度の占用料の額とする。

(1) 令和3年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表の規定を適用して算出した占用料の額に10分の12を乗じて得た額

(2) 令和4年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額（前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額）に10分の12を乗じて得た額

3 この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が1年未満である場合に限る。）を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

（伊勢崎市公共物管理条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に公共物の使用の許可を受けて存する使用物件（この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される使用物件を含む。以下「既存使用物件」という。）について徴収する同日以後の使用の期間に係る使用料の額は、当該既存使用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。ただし、改正後の別表の規定を適用して算出した各年度の使用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該算出した額を当該年度の使用料の額とする。

(1) 令和3年度 当該既存使用物件に係る改正前の別表の規定を適用して算出した使用料の額に10分の12を乗じて得た額

(2) 令和4年度以降 当該既存使用物件に係る前年度の使用料の額（前年度の使用の期間と当該年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該年度の使用の期間に相当する期間における前年度の使用料の額）に10分の12を乗じて得た額

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第18号

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ウを次のように改める。

ウ 脳神経内科

第6条第1項第1号中ヌをノとし、タからニまでをツからネまでとし、ソを次のように改める。

ソ 耳鼻咽喉科

第6条第1項第1号中ソをチとし、クからセまでをコからタまでとし、キをクとし、クの次に次のように加える。

ケ 呼吸器外科

第6条第1項第1号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 消化器内科

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第19号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市市税条例の一部改正）

第1条 伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において

準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に

改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14号」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た

額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例（令和2年伊勢崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、伊勢崎市市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、伊勢崎市市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、伊勢崎市市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち、伊勢崎市市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の伊勢崎市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第20号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第9項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第12項及び第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第18項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第19項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。